

○労働災害の未然防止について

令和 7 年 3 月 5 日
近畿中国森林管理局

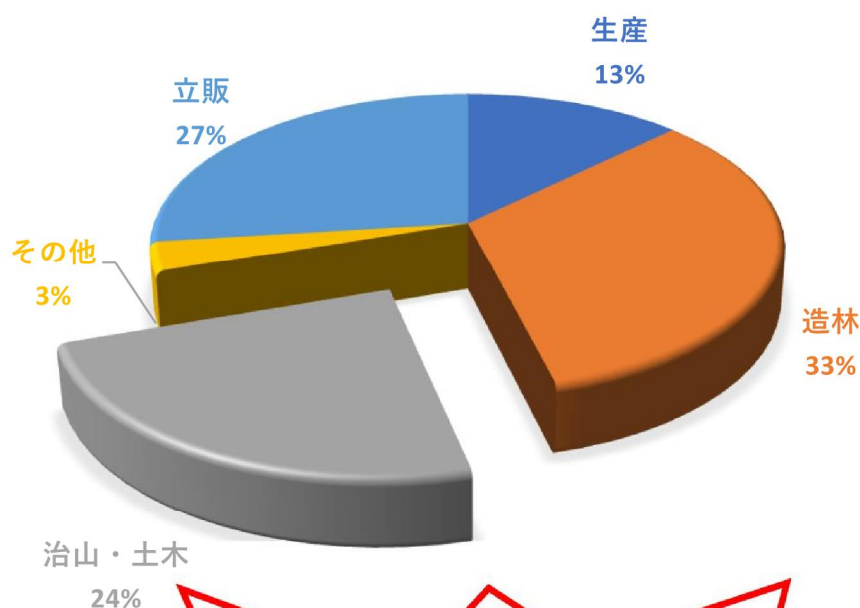
- ➡ 厚生労働省の報告では、林業における労働災害発生率は、依然として**他産業と比較して高い水準**にあることから、一層の労働災害防止対策を推進することが必要です。
- ➡ 国有林野事業における重大災害の発生状況（H25～R5）を分析しても、伐採を伴う事業に災害が多い傾向にありますが、**治山・土木事業**においても、全体の**2割以上**を占めています。
- ➡ 治山・土木事業における災害は、**車両とともに転落**して被災するものが**5割近く**を占めています。また、**足場等から転落**して被災したのも**2割**を占めています。
- ➡ **令和 6 年度**は事業主の災害も含めると既に**8件発生**しており、昨年度の倍となっています。
- ➡ **基本手順等の遵守**及び**周囲確認の徹底**により防げた災害も多くあります。過去の災害事例における教訓等を生かして、**類似災害を撲滅**しましょう！

○国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況（林野庁全体）

【平成25年度～令和5年度】

区分	請負事業				立販	計
	生産	造林	治山・土木	その他		
件数	8	21	15	2	17	63
割合	13%	33%	24%	3%	27%	

※事業主の災害を含む



治山・土木事業は2割発生！

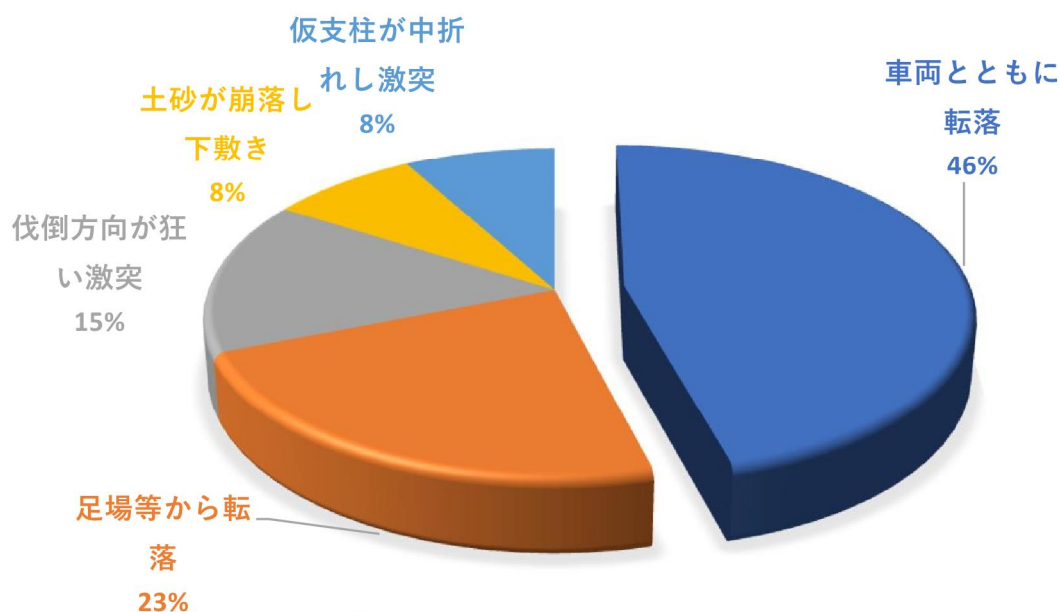
※造林の件数には間伐作業が含まれる。

○治山・土木事業における災害の内容

【平成25年度～令和5年度】

災害内容	車両とともに に転落	足場等から 転落	伐倒方向が 狂い激突	土砂が崩落 し下敷き	仮支柱が中 折れし激突	計
件数	7	4	2	1	1	15
割合	47%	27%	13%	7%	7%	

※事業主の災害を含む



車両とともに転落して被災したものが5割近く発生！
昨年度、当局管内で発生した災害もクレーンごと転落したものでした。

令和6年度 請負事業等における重大災害の発生状況

令和7年1月15日現在

No.	局	事業の種類	発生日	性別	年齢	従事作業	概要（推定）
1	九州局	立木販売	R6. 4. 5	男	61	トラック積み込み作業	スギ丸太をグラップル付きフォワーダからトラックへ積み込む作業を終えた被災者が、荷締めを行うための確認作業中に、何らかの原因でスギ丸太がトラックから滑落して胸部を強く打ち受災。
2	東北局	立木販売	R6. 6. 15	男	63	伐倒作業	一人作業により薪炭用原木（ミズナラ）の伐倒作業を行っていた被災者（事業主）が、重心が傾いていたミズナラをグラップルで支えて伐採したところ倒れなかったことから、グラップルを操作するためにキャビンへ乗り込もうとした際に、何らかの原因により、ミズナラの伐倒方向が約90°回転して倒れ、被災者の左側面を強打し受災。
3	九州局	立木販売	R6. 7. 29	男 (事業主)	69	伐倒作業	主伐の作業現場において、同僚が伐倒した伐倒木（ヒノキ）が、下方で伐倒作業を行っていた被災者の左脇腹付近に当たり受災。
4	関東局	立木販売	R6. 10. 21	男	61	伐倒作業	伐倒作業の際、伐倒木（スギ）を伐倒したところ、隣接していた枯損木（クリ）がつるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災。
5	九州局	造林 (誘導伐)	R6. 10. 28	男	38	伐倒作業	同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し受災。
6	中部局	造林 (育成受光伐)	R6. 11. 20	男	60	伐倒作業	被災者が前日にナラを伐倒したところヒノキAに当たり、ヒノキAが幹折れして、折れた部分が空中にある状態でコシアブラとヒノキBにかかり木となっていた。被災者は、かかれた木を伐倒してかかり木を外そうとコシアブラに受け口を入れたところ、受け口部分からコシアブラが折れ、コシアブラとヒノキBから外れた幹折れしたヒノキAの上部が被災者の腰部に落下して受災。
7	北海道局	立木販売	R7. 1. 7	男	51	伐倒作業	（調査中）同僚が木材グラップル機により木寄せした際、伐根から約1m離れた箇所に待機していた被災者の左腹部に木材グラップル機のアタッチメントが当たり受災。
8	北海道局	生産	R7. 1. 8	男	75	伐倒作業	（調査中）伐倒作業中に伐倒木の下敷きになり受災。

R6重大災害事例

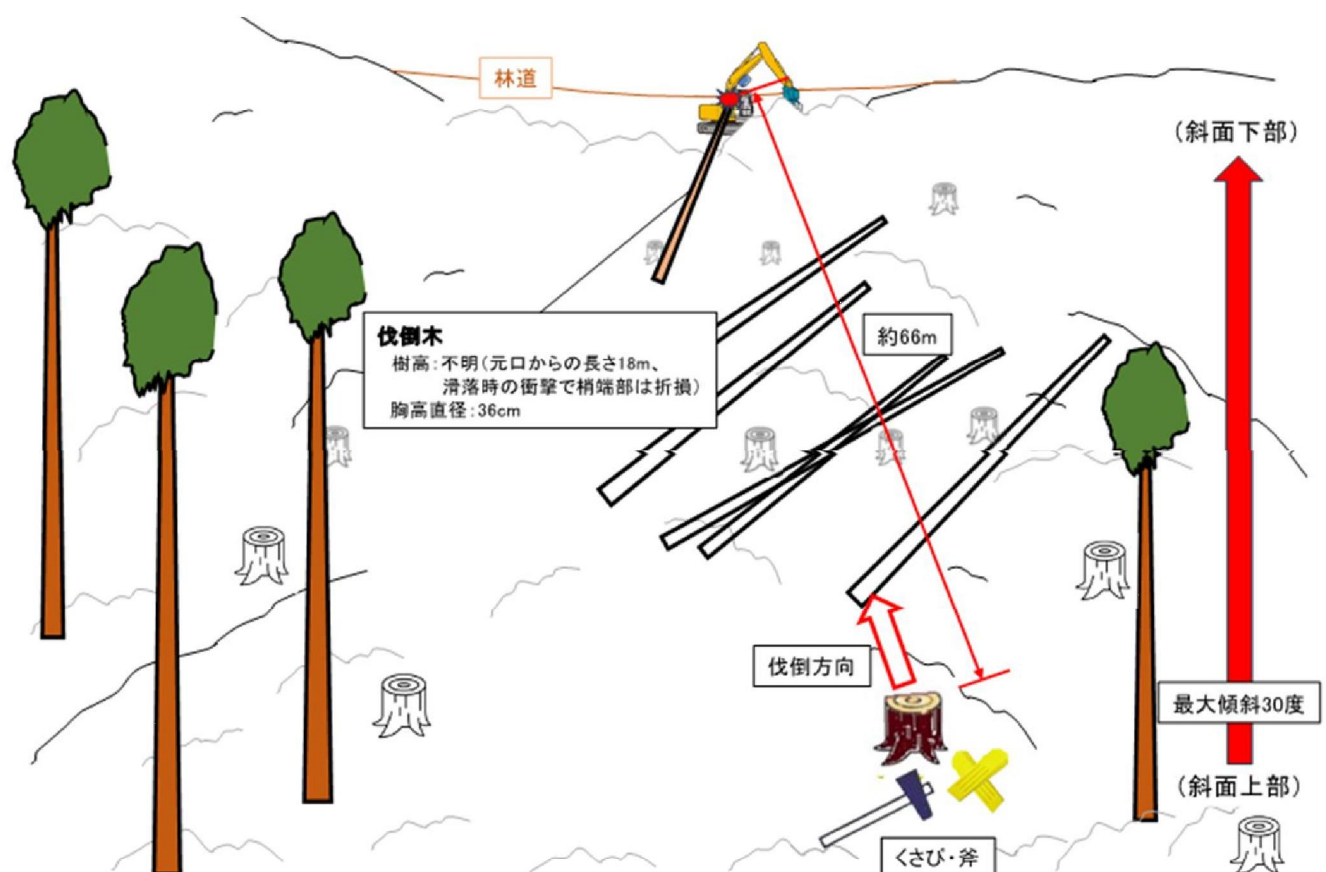
№ 5（発生：令和 6 年10月）

<災害の内容>

同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グリップ機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し受災

<災害の原因>

伐倒木が滑ることによる危険が予想される斜面の下方に作業者を立ち入らせた状況で伐倒が行われたことにより受災した



○建設業においては、墜落・転落災害が約 6 割発生

〔※厚生労働省「労働災害発生状況」（2018年～2022年）〕

墜落・転落災害防止のポイント

※公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会リーフレット「建設現場の災害をなくしましょう！」より抜粋

1. 脚立を使用しての作業

- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

2. はしごの昇降

【移動はしご】

- ① はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位を防止する措置をとる（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑤ 床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする

※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない



3. 可燃式作業台を使用しての作業

- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ④ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑤ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい



4. 足場上での作業

- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には、必ず職長等責任者の了承を得てから行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）
- ④ いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められないので、ブラケット足場を設置し、手すり等に安全帯を使用して作業する。

※令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されていますのでご注意ください。

5. 墜落制止用器具の使用

「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

- ①取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ②安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。

※フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できないとされていますのでご注意ください。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されています。

- ☞ 労働安全衛生規則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から施行されています。それ以外の規定は令和5年10月から施行されています。

※詳細は別添リーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」をご覧ください。

令和7年3月1日から31日まで、「建設業年度末労働災害防止強調月間」です。引き続き、労働災害防止対策をお願いします。

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
 ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
 については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。